

# 防府市消防職員の分限処分等に関する取扱要綱

平成21年6月12日制定

(目的)

第1条 この要綱は、一定の事由によってその職責を十分に果たすことのできない職員(以下「適格性を欠く職員等」という。)に対する地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第1項の規定に基づく免職・降任の処分及びその他の必要な措置を行うことについて、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、公務能率の維持及び適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱において、適格性を欠く職員等とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 勤務実績不良職員又は適格性欠如職員 職務上の義務の不履行、反抗的態度、能力の欠如、熱意の欠如、独善的行動、暴力的言動等(以下「問題行動」という。)があり、その程度が著しく、かつ、注意・指導を行っても改善がみられない職員
- (2) 所在不明職員 相当期間所在が不明である職員
- (3) 心身故障職員 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は堪えない職員

(勤務実績不良職員又は適格性欠如職員)

第3条 所属長は、所属職員に問題行動があるときは、その都度速やかにその旨を消防総務課長へ報告し、当該職員に対し問題行動の改善を図るよう注意・指導を行わなければならない。

- 2 所属長は、所属職員が前条第1号に該当すると思料するときは、その理由となる概ね1年以上の問題行動を勤務状況等報告書(第1号様式)及び勤務状況等記録表(第2号様式)に記載し、参考資料を添えて消防総務課長に提出しなければならない。ただし、問題行動の態様や業務への影響等によっては、期間を短縮して提出することができるものとする。
- 3 消防長は、前項の勤務状況等報告書を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、前条第1号に該当すると判断した場合は、当該職員に対し職務改善指示書(第3号様式。以下「指示書」という。)を交付しなければならない。

ただし、問題行動の態様や業務への影響等によっては、この指示書の交付を省略することができるものとする。

- 4 前項の指示書を交付された職員は、消防長に対し文書により弁明することができるものとする。
- 5 消防総務課長及び所属長は、指示書交付後も一定期間注意・指導を行うとともに、当該職員の問題行動の改善状況について観察しなければならない。
- 6 一定期間経過した後も当該職員の問題行動に改善がみられない場合には、消防長は分限処分、配置換え及び研修（以下「分限処分等」という。）の必要性を審査し、分限処分等を実施するものとする。
- 7 前項に規定する研修は、防府市消防職員個別職場研修実施要綱（平成21年6月12日制定）に基づき実施するものとする。
- 8 所属長は、職員の問題行動が心の不健康に起因していると疑われる場合は、当該職員に積極的に事情を聞くほか、必要に応じて他の職員からも当該職員の勤務状況に関する変化の有無等を聞くとともに、衛生管理者及び消防総務課長と協議しなければならない。
- 9 消防長は、前項の職員の問題行動が明らかに心の不健康に起因していると判断した場合は、当該職員に対して医師2名を指定して受診を促さなければならない。

（矯正措置の決定等）

第4条 消防長は、前条第6項の規定による審査の結果、直ちに分限処分するほどでなく配置換え及び研修（以下「矯正措置」という。）が必要と認めたとときは、その旨を当該職員及び所属長に通知しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定による通知をするときは、当該通知と併せて次に掲げる事項を当該職員に説明するとともに、文書又は口頭により当該職員の意見を聴取しなければならない。

- (1) 問題行動に係る注意
- (2) 矯正措置を講ずる理由
- (3) 分限処分の可能性

- 3 消防長は、矯正措置を実施したにもかかわらず、当該職員の問題行動の改善がみられない場合は、当該職員に対して分限処分を実施するものとする。

(所在不明職員)

第5条 所属長は、所属職員が所在不明（職員が無断欠勤し、かつ、当該職員の所在を当該職員の親族が把握していないことが明らかになった状態をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに消防総務課長にその旨を報告しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を行うものとする。
- 3 消防長は、前項の規定による調査の結果、法第29条第1項の規定に該当する行為があると思料する場合を除き、所在不明となってから概ね1か月を経過しても所在がわからないときは、分限免職するものとする。
- 4 消防長は、前項に規定する期間内に、所在不明だった職員の所在が判明し出勤したときは、当該職員から速やかに欠勤中の状況等を聴取し、必要に応じて分限処分を実施するものとする。

(心身故障職員)

第6条 所属長は、所属職員が第2条第3号に該当すると思料するときは、速やかに消防総務課長にその旨を報告しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに必要な調査を行い、当該職員の分限処分の必要性について審査しなければならない。
- 3 消防長は、指定した医師2名の診断書により当該職員の心身故障の回復が3年以内に見込まれる場合には、法第28条第2項第1号により分限休職処分（以下「病気休職」という。）を行うものとする。ただし、医師の診断書により90日以内に回復が見込まれる場合には、防府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び同施行規則により病気休暇を先に認めるものとする。
- 4 消防長は、当該職員が次の各号のいずれかに該当する場合には当該職員に対して、医師2名を指定して受診を促すものとする。
  - (1) 3年間の病気休職が満了するにもかかわらず、心身故障の回復が不十分で職務遂行が困難であると考えられる場合
  - (2) 病気休職中であって、今後職務遂行が可能となる見込みがないと判断される場合
  - (3) 病気休暇や病気休職を繰り返して、それらの期間（以下「休暇休職期

間」という。)の累計が3年を超え、そのような状態が同一ないし類似の病気に起因して、今後も継続して、職務の遂行に支障があると見込まれる場合

5 休暇休職期間が3年を超える場合であっても、明らかに内容が異なる心身故障によるときは、通算はしないものとする。

6 消防長は、第4項及び第3条第9項の規定による医師2名の診断を受けるよう再三にわたり促しても、当該職員が受けようとしなない場合は、受診命令書(第4号様式)を交付し受診を命ずるものとする。

7 消防長は、第4項の医師2名により心身の故障があると診断がされ、その疾患又は故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかかな場合は、当該職員を法第28条第1項第2号の規定により分限免職するものとする。

8 消防長は、第4項の医師のうち少なくとも1名から前項の診断が得られなかった場合は、当該職員及び主治医等と相談のうえ、円滑な職場復帰を図るための対応をとらなければならない。

(受診命令違反)

第7条 消防長は、当該職員が有していると思われる疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない状態にあると認められる場合において、前条第6項の受診命令書を交付し、再三にわたり医師の受診を命じたにもかかわらず、当該職員が正当な理由なくこれに従わない場合は、法第28条第1項第3号により分限免職する。

(分限処分等の決定)

第8条 消防長は、分限処分等の決定を行うにあたっては、必要に応じて防府市消防職員分限懲戒審査委員会に意見を聴かななければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に所属長が作成した所属職員の言動等を記録した書類は、

第1号様式又は第2号様式の規定に基づく勤務状況等報告書もしくは勤務状況等記録表とみなす。

(期間通算の特例)

- 3 この要綱の施行日前から引き続いている同一又は類似の病気に係る休暇休職期間は通算する。なお、防府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第12条の規定による病気休暇の日数通算も適用する。また、期間の計算については暦に従って計算する。

ただし、この要綱の施行日前にすでに復職となっている場合の休暇休職期間については、2分の1相当の期間を除算する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

記録者：  
(所属長)

## 勤 務 状 況 等 報 告 書

年 月 日

所 属		職 名		職員 番号	
氏 名		性 別		生年月日	
担任事務					
担任事務 の 内 容	※ 業務実態がわかるよう、標準的な業務内容をできるだけ業務量（日単位が適当でない場合は、週単位、月単位でも可）を記入すること。				
職務能力 の 課 題	※ 職員が業務を行う上で、どのような課題があるか、一般的な処理能力と比較した場合の程度、一人で処理できない場合、誰がどのように補助しているのかなどを具体的に記入すること。				
執務態度 の 課 題	※ 職務上接する者との接遇、上司・同僚・部下との関係、態度などを具体的に記入すること。				
その他の 課 題	※ 職務能力、執務態度以外の問題となる事項などを具体的に記入すること。				

備考： 記入欄が不足する場合は、別紙に記入する。



## 職務改善指示書

(所属)

(職・氏名)

(内容)

- 1 あなたには、下記のとおり、勤務実績不良又は適格性欠如の徴表と評価することができる事実が認められますので、その改善を求めます。
- 2 今後、これらの状態が改善されない場合には、地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に基づいて、分限処分（免職・降任）が行われる可能性があります。

(勤務実績不良又は適格性欠如の徴表と評価することができる具体的な事実)

年 月 日

(任命権者)

印

